

第4回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日（月）午後1時30分から14時31分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1番	前谷 篤		
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊 勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地 匡		

4. 欠席委員（0人）

委員

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	現況証明願について
議案第5号	農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	野田 勉
事務局事務係係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第4回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 〈開会挨拶〉

本日の議事録署名委員は5番の片桐幸示委員、6番の渡邊勝郎委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 皆様、大変お疲れ様です。それでは報告第1号をご説明いたします。

届出者は、

公簿・現況とも畠、面積9,785m²、以下、記載のとおり合計5筆、面積26,845m²で、令和2年8月23日、相続により所有権を取得しました。

本件は、[REDACTED]が亡くなられ、娘さんである届出者が相続されたものです。対象農地は賃貸借されており、玉葱が耕作されています。

10月15日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第1号図をご参照いただければと思います。以上です。

会長 全員 会長 全員 会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

会長 全員 会長 全員 会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。異議なし。

会長 全員 会長 全員 会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第2号をご説明いたします。

1番は、「政策支援加入要件不該当届出」です。これは少し聞き慣れない届出ですので補足説明したいと思います。農業者年金に加入している方々のうち、幾つかの要件を満たす方は、政策支援と言いまして、保険料の国庫補助を受けることができます。幾つかの要件とは、例えば、39歳までに加入していくこと、ですか、認定新規就農者または認定農業者であること、或いは青色申告を行っていること、などがあります。今回の届出は、その幾つかの要件に該当する・しないを届け出るもので、届出者は[REDACTED]、届出年月日は令和2年9月24日でした。なお、不該当届出と聞きますと該当しないように思えますが、今回の届出の内容は、認定新規就農者の期間5年が過ぎた後、今度は認定農業者として引き続き加入要件に該当することを届け出る内容でございました。

2番は、「農業者年金死亡関係届」でございます。令和2年8月23日に[REDACTED]が亡くなられたことに伴いまして、配偶者である[REDACTED]より届出がありました。

以上の2件の手続きは専決処分としていますので、ご報告いたします。以上です。

会長 全員 只今の報告についてご質問等ございませんか。なし。

会長
全員
会長

質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは、本件を承認することいたします。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、報告第3号をご説明したいと思いますが、内容説明の前に、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知とはどのようなものか、簡単にご説明したいと思います。

農地を賃貸借や使用貸借している場合、いつからいつまでと言うように、貸借する期間も契約していますが、貸し手と借り手の間で、何らかの理由から途中で契約を解約する場合は、農業委員会へ通知していただくことが農地法に定められています。これが農地法第18条第6項の合意解約通知ですが、これは貸し手と借り手が合意のうえ、農業委員会への通知、いわば、お知らせするものですので、農業委員会が許可するという性格のものではなく、定例総会でも議案ではなく、報告として扱っております。

なお、関連しまして、農地法第3条によって農地を賃貸借している場合に限っては、期間が満了しても貸し手と借り手の合意がなければ契約は解除されません。言うなれば自動更新されてしまいますが、契約の期間どおりに解約する場合は、両者合意のうえ農業委員会に通知する必要がありますことを補足させていただきます。

では、報告内容の説明に入ります。

、土地の表示は_____、公簿・現況とも田、面積14,760m²以下、次の頁まで記載のとおり合計30筆、面積144,906.01m²です。契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による使用貸借を設定していたもので、その期間は令和2年2月25日から令和2年12月31日としていました。合意が成立した日は10月12日、土地の引渡しの時期は本日です。提出された合意解約の通知書には、合意解約書も添付されていましたので、農地法第18条に基づく使用貸借の合意解約が成立していると考えます。

なお、本案件は、前回の定例総会でもご説明していましたとおり、農地保有合理化事業によって、対象農地が_____から_____に売買される手続きが進められていますが、その売買の前に使用貸借を解約するものでございます。売買に関する議案は、後ほど議案第3号で提案されますことを申し添えて、ご報告いたします。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今の報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認することいたします。

続きまして議案に入ります。議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号をご説明しますので、審議のうえご意見を求めます。

まずは、本件でも「農用地区域の除外申請」とはどういうものか説明したいと思います。皆さんにお配りした資料の最後の方に、「砂川市土地利用計画図」という色塗りされた図面があろうかと思いますので、ご覧ください。この図面で言いますと赤の線で囲まれた地域、これは、「農業振興地域の整備に関する

法律」という法律に基づいて、砂川市が農業の振興を図る「農振区域」として定めているものです。さらに、この農振区域の中に黄色で塗られている区域がありますが、これが「農用地区域」です。略して「農振・農用地」と言うことがあります。この農振・農用地は正に農業のための土地ですので、極めて限られた場合しか農地の転用が認められません。このため、今回の申請のように農家住宅を建てるために農振・農用地を転用する場合は、まず、「農用地区域」から除外する必要がありまして、その申請が今回の議案になっています。

なお、お配りした図面は少し前の時点のもので、細かく見れば変更されている部分もありますので、例えば、ある特定の農地が農振・農用地か確認したい場合は、農業委員会か農政課にお尋ねいただきたいと思います。

また、農振・農用地は砂川市が定めていますので、除外の決定権も砂川市にあります。このため、今回の議案は、砂川市が農業委員会に対して、この申請地を農用地区域から除外することが適當か否か意見を求められていますので、農業委員会として総会に諮ったうえで砂川市に回答することになります。

では、議案の内容を説明します。

申請人は

で、土地の所有者は申請人と同じです。転用目的は、農家住宅1棟、駐車場、堆雪場、庭などの建設のためであります。もう少し詳しく申し上げますと、申請人は、現在、申請地のすぐ隣の農家住宅に住んでいますが、その家が古くなってきたこともありまして、申請地を娘さんとお孫さんに貸したうえで、その土地に娘さんとお孫さんが住宅を新築して、自分たち夫婦も同居するため、でございます。

この案件に関して、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項において、農用地区域から除外する際の5つの要件が定められていますが、それぞれの要件の確認内容は、別添1・議案第1号関係に調査書を添付しております。この調査書に整理していますとおり、他に代替できる土地がないことや、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないことなどから、全ての要件を満たしている、または、該当しないため、本件の除外はやむを得ないものと考えられます。

また、申請地は公簿・現況とも田でありますので、本案件に関連して農地転用の許可が必要となります。まず、この議案第1号で農用地区域の除外はやむを得ないと承認いただいた後、議案第2号において提案する予定です。

以上、第2号図を添付していますので、併せて参考のうえ、ご審議をよろしくお願いいたします。

只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、渡部委員。

教えてもらいたいんだけど、あの場所って前は納屋があったんだけど、納屋はどういう位置付けになりますか。

もう取り壊された納屋ですね。あの納屋が建っていた部分は、今は特に何も無いですから農地という位置付けになりますし、その部分も含めて今回の申請地となっています。農振・農用地から除外するということですね。

一方、議案第4号に出てくるんですけども、実際に家が建っている所とか庭木が生えている場所は現況証明としまして、農地ではないことを証明することになります。

住宅が建っているからこういうことになっているけども、仮に納屋を作るっていう場合もこういう風なかたちになっていくの。

農振・農用地なら手続きが必要となります。農振・農用地、黄色い地域では、

会長

渡部委員

事務局

渡部委員

事務局

基本的に転用は認められませんけれども、農家住宅を建てるですか、農業用の施設を建てるというのであれば、認められるものですから、認められることを前提に農振・農用地を除外して転用を許可する流れになります。

- 会長 よろしいですか。
- 渡部委員 はい。
- 会長 その他にございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 それではその他にご質問・ご意見がないようですので、本件の農用地区域除外をやむを得ないものと承認してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め、本件を承認し砂川市に意見書を提出いたします。
- 事務局 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
- 議案第2号をご説明したいと存じます。
- 農地法第5条の許可申請ですが、今回は3件ございます。1件目は今程ご審議いただいた議案第1号と関連しますので、重複する部分もありますが、改めてご説明いたします。
- 土地所有者・[REDACTED]と、同住所の[REDACTED]、[REDACTED]と、同住所の[REDACTED]、土地の表示は、[REDACTED]、公簿・現況とも田、面積623m²の1筆です。

転用目的は農家住宅1棟、駐車場、堆雪場、庭などの建設のためであり、さらに詳細を申し上げますと、貸主の方は「娘と孫が農業を手伝うことにしたため、娘・孫が新築する住宅の建築用地として農地の一部を貸し、自分たち夫婦も同居する」とのこと、借主の方は「親から申請地を借りて住宅を新築し、両親と同居しながら農業を手伝いたい」とのことです。

農地の区分は、現在のところ農用地区域内の農地ですが、議案第1号のとおり除外はやむを得ないとご審議いただきましたので、今後、砂川市の農政課の方で除外の手続きが進められます。

転用の詳細についてですが、転用期間は許可指令日から永年、資金計画は事業費約[REDACTED]に対して、現金と金融機関からの借入金を充てることとしています。

本案件に関して、農地法第5条の農地転用に関する許可基準に照らした審査についてですが、別添2の1頁から4頁に示しているとおりでありますと、総合判断としては、貸主が所有する農地に自身も居住する農家住宅等を建設するものであり、他に代替地がないことや、一般基準においても特段の問題がないことなどから、転用の許可はやむを得ないものと考えます。なお、図面は先程と同じ第2号図をご参照いただきたいと思います。

続いて2番目をご説明します。土地所有者・譲渡人は[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]、土地の表示は、[REDACTED]、公簿・現況とも畠、面積333m²の1筆です。

転用目的は一般住宅1棟、駐車場などの建設のためであり、詳細としては、譲渡人の方が「耕作者がいなく荒廃させることはできないため、家を建てたい人に譲り渡したい」、譲受人の方は「現在暮らしている所は手狭になり新築する土地を探していた所、とても良い場所のため購入して家を建てたい」とのことです。

農地の区分は、砂川市都市計画において第1種低層住居専用地域として用途指定されていることから、第3種農地となります。

転用の詳細についてですが、転用期間は令和2年12月27日から永年、資金計画は事業費 [REDACTED] に対し、全額、金融機関からの借入金を充てることとしています。

この案件に関して、農地法第5条の許可基準に照らした審査は別添3に示しているとおりであります。総合意見としては、転用が原則許可される第3種農地であり、一般基準においても特段問題がないことなどから、許可相当と考えています。なお、図面は第3号図を添付していますので、参考にしてください。

続いて3番をご説明します。土地所有者・譲渡人は [REDACTED] 、以下、住所は読み上げませんが、記載のとおり [REDACTED] 、転用計画者・譲受人は [REDACTED] 、土地の表示は、 [REDACTED] 、公簿は田で現況は畠、面積330m²の1筆です。

転用目的は一般住宅1棟、駐車場、花壇兼雪捨場などの建設のためであり、さらに詳細は、譲渡人の方が「申請地付近は宅地化され、今般、譲受人より一般住宅の建築の要望があったので譲渡したい」、譲受人の方は「現在暮らしている賃貸住宅が手狭になったので、当該申請地を譲受け、一般住宅などを建設したい」とのことです。

農地の区分は、砂川市都市計画において第2種中高層住居専用地域として用途指定されていることから、第3種農地となります。

転用の詳細は、転用期間は令和2年12月1日から永年、資金計画は事業費 [REDACTED] に対し、全額、金融機関からの借入金を充てることとしています。

この案件に関して、農地法第5条の許可基準に照らした審査についてですが、別添4に示しているとおりであります。総合意見としては、転用が原則許可される第3種農地であり、一般基準においても特段問題がないことなどから、許可相当と考えています。なお、参考に第4号図を添付していますので、ご参照いただきたいと思います。以上です。

会長 只今、議案第2号の1番から3番まで説明がありましたが、1件ずつ審議したいと思います。

まず、1番について、ご質問・ご意見ございませんか。

はい、大原委員。

大原委員 先程の説明で農業を手伝うという表現がされていましたが、手伝うというのはどういうことですか。農業に従事するということですか。

事務局 申請者から聞いているお話は、従事と言えるか、娘さんもお孫さんも仕事を持っています。ですので、その合間に手伝いたい、お父さん、お母さん、高齢ですので手助けしたいと言うことでした。

大原委員 そういう状況の人が住宅を取得する、土地を取得して住宅を建てる、それは農業者住宅と言えるんですか。それは一般住宅ということになりますか。それはね、計画者が土地を持っている人であれば、現在農業に従事している人であれば、それは農業住宅でしょ。でも、いま、説明のように別に仕事を持っている。農業従事はどの位か分かりません。というような人の申請が農業者住宅と言えるのか。その判断はどうするのか。

事務局 農業者である土地所有者のお父さんとお母さんも一緒に住みますので、農家住宅というということです。

大原委員 だったら、その人が申請すればいいでしょ。転用計画者じゃなくて、転用計

画者が農業をやる人が申請したなら、私は農業住宅って思います。違う人が申請しているでしょ。私の質問がそぐわないのか、それが書類上では何も出てこない。書類上で出ているのは普通のサラリーマン、普通の仕事、農業以外の仕事をしている人が申請してそれを農業住宅っていうのは、ちょっとこの書類からだと読み取れないです。どんな魔法があっても読み取れない。

事務局次長

私のほうから説明します。まずは [REDACTED] が高齢であるために、娘さんである [REDACTED] が農業の従事者、日数は少ないかもしれません、農業に従事するという事が1点目。それからもう1つは、[REDACTED] が高齢のために融資を受けることができず、お金を出して家を建てれません。そこで、娘さんがお金の融資を受けて建てることになります。本来は [REDACTED] が自分でお金を出して家を建てれば、農地法第4条の許可で、大原委員さんの仰った通りで、農家住宅だね、ということが明確になります。しかし、お金を出す者が転用計画者であって、そうなると [REDACTED] にはなり得ませんので、娘さんが建てる事になっています。こここの表現には出てこないのですが、申請書の中には同居されることですか、娘さんが手伝いに入ることが書かれているので、農家住宅として判断するということになります。

大原委員

じゃあ砂川市としても農家住宅というのは、農業を手伝うだけでいいの。誰でも手伝えるよ。

事務局

いえ、農業に従事する方が住むということです。

大原委員

そうですよね。だったら、その人が転用計画者になればいいじゃないですか。

事務局次長

今お話しした通り、転用計画者、お金の出所のことがありまして、娘さんがお金の融資を受けて建てざるを得ない状況なので、それで転用計画者がお父さんの隆さんではなく、真樹さんになるという表現になってしまいます。

大原委員

それは別の問題でしょ。

事務局次長

いえ、申請上はこういう形になってしまふんですね。

大原委員

いや、お金がどっから出るかっていうのは、ここに出てこないのさ。

事務局次長

議案の中には出てこないんですが、口頭で説明させていただいています。

大原委員

後々の人はこれしか見ないんだよ。口頭の説明は、私達は理解するけれども、後々、例えば10年後、20年後、あの時の農業委員会は農業者でない人に農業者住宅だって承認したとなるわけですよ。資金がどうかってことは残らない。

事務局次長

議事録には、今、説明したことも記載されて、一定程度のことは記録として残されるような形と、本来いけばこれは申請されたものについて審議されて、それが妥当かどうか、本来いけば申請書が申請行為があって、許可を受けたということそのものが問題視されることになりますので、皆様に承認を受けたことについては、そちらのほうで判断して許可を受けたことになりますので、問題ないかと考えます。

大原委員

ちょっと今の理解できない。

事務局次長

表記するすればですね、今後、転用目的のところに何か書くことが発生して、大原委員さんが仰っている、農業従事者が、親子関係にあったものが申請するということが書き込めるかもしれません。

大原委員

かもしれないじゃだめだ。書き込んでたら書き込んでから提出するものじゃないかい。少なくとも何度も言うけれども、この転用計画者は農業者じゃないんだ。それは理解できますよね。

事務局次長

そうですね。

大原委員

農業者でない転用計画者が住む家、資金を出す家、それを農業住宅っていう方がおかしいでしょ。単に同居する、間借りする、それだけのことでしょ。

会長

それだけとは限らないんだと思うけど。農家ってやっぱりそうなっちゃうと

- 思うんですよね。
- 前谷委員 多分、[] 高齢者だから、[] がもし亡くなったら、その土地を相続する人、当然ここに出てるような方々が相続すると思うんだけど、土地を相続するだけで何もしないというのもちょっと困るもんだし、そこに住んでいることによって、その土地の管理がまだできるという可能性もあるわけだし、だから、当然、権利のある人がそこに、お父さんも生きているうちに同居したいっていう、高齢になって心細くもなって、その気持ちも分かるし。これは結構起こりそうなことであるような気はするけどね。
- 渡部委員 僕も昔に農業後継者ということで義父の土地に家を建てて、本当に後継者になっちゃったんだけど、だから農業後継者である、まあ従事じゃなく、一部手伝いだってもね、そういう状況だっていうところであれば、僕がそうだったっていうのもおかしいんだけど、そういうふうな話にはならんのか。後継者として家を建てるんであれば、だめなんですかね。
- 会長 法律上は問題がないんで、あとはもう地域の人が分かっていれば、当時の農業委員っていえば私になりますけど、私も皆さんに、地域の人に説明しますし、それの理解があれば問題ないとは思うんですけど、どうでしょうか。
- 事務局次長 大原委員が仰っているのは、この議案を見ただけでは、後継者ですとか、そういうことが判断できないから、そういうことを明記してやればすんなり理解できますということですね。
- 大原委員 理解できます。
- 事務局次長 口頭で説明したことがどうのこうのということではなく、この議案に対してそういうことだということですね。
- 渡部委員 この審査票フォーマットって、決まりものなんですか。
- 事務局 これはですね、北海道が農地法の運用についてという通知を出しているんですけども、その中で農地法の第4条と5条に関しては、そのフォーマットを参考にというか、絶対にそれを使わなきゃならないというわけではないのですが、それに従って審査して下さいということになっておりますので、それを使っています。
- 渡部委員 どこかに農業後継者がって。
- 事務局 審査欄にはないです。最後の総合的なところとして書いている位で、農業後継者と読めるところは審査項目には入ってないですね。
- 角丸委員 ここに加えたらだめなんですか。
- 事務局 いえ、構わないです。そうすれば読み取れますね。
- 角丸委員 書類としても残るし。誰が見ても、後から見ても、こういう家だったんだつて分かると思うんですよね。
- 事務局 はい。審査票の4ページ目ですね、4番に例外許可事由の該当状況という項目があって、この例外っていうのは、農地法上、基本的には農地以外のものには転用が認められませんが、例外として農家住宅はいいですよということが書かれています。その条項が農地法の運用についての、第2の1の(1)のイのイの云々書いてあるところですけれども、これじゃ分からぬと言われるとご指摘のとおりです。
- 角丸委員 5番の総合判断の中にでも少し書き足してもらえれば、後々も分かるし。今の時点でも口頭で言わなくてもいいんじゃないのかなと。現在は農業はやっていなくても農業後継者としてというような言葉で入っていれば。
- 事務局 ここは改める余地はありますので、改めて農業後継者である、農家住宅であることがわかるような表現をここに盛込むようにしたいと思います。
- 角丸委員 大原委員、いかがでしょうか。

大原委員 はい、いいです。

会長 その他に何かございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問・ご意見がないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 では、異議なしと認めます

全員 次に、2番について、ご質問・ご意見ございませんか。

会長 なし。

全員 質問・意見がないようですので、本件も許可相当としてよろしいですか。

会長 異議なし。

会長 では、異議なしと認めます。

会長 最後に、3番について、ご質問・ご意見ございませんか。

会長 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件も許可相当としてよろしいですか。

会長 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、以上3件について、許可相当と意見を付して、進達することといたします。以上で議案第2号の審議を終わります。

事務局 続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号をご説明し、審議を求めます。

事務局 この議案は、先月の総会から続く農地保有合理化事業の手続きの一部となりまして、先月の議案を振り返りますと、農地所有者の [REDACTED] が [REDACTED] に対して、農地を買ってほしいと買入協議する内容でした。その後、[REDACTED] との協議が整いまして、今月の議案では、[REDACTED] から [REDACTED] に農地を売買する農用地利用集積計画を決定するものでございます。

事務局 では、農用地利用集積計画の内容をご説明します。計画番号は令和2年度所第1号、公告予定年月日は本日です。出し手・譲渡人は [REDACTED] 、受け手・譲受人は [REDACTED] です。農用地の所在は、[REDACTED] 、公簿・現況とも田、面積 14,760 m²以下、次の頁まで続きまして、合計 30 筆、144,906.01 m²です。対価は協議の結果、総額 [REDACTED] ですが、これは地積 10 a 当たり [REDACTED] を乗じた額となります。対価の支払い方法などは、本年 12 月 14 日までに譲渡人名義の指定口座に振り込むこととしています。所有権の移転時期、引渡し時期は、いずれも対価の支払い日でございます。当事者間の法律関係は売買です。

事務局 本案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認についてですが、別添5・議案第3号関係に調査書を添付しております。この調査書に記載しているとおり、この売買は農地保有合理化事業として行われますので、満たすべき要件は1つのみで、これを満たしているため、本案件は決定できるものと考えられます。もちろん、農地保有合理化事業ではない一般的の利用集積計画の場合は、この調査書で言う所の2行目以下の要件も満たす必要があることを申し添えます。

事務局 なお、本件は、始めにご説明しましたとおり、農地保有合理化事業に伴う売買ですので、この議案が決定された後、土地の登記や対価の支払いが行われて、予定としては 12 月の定例総会で、今度は [REDACTED] から [REDACTED] に賃貸者される利用集積計画の議案が提出される見込みであることを補足します。

もう1点、補足させていただきます。この議案では合計30筆が対象となつていて、そのうち最後の5筆に注目しますと、地目は公簿が雑種地で、現況も雑種地となっています。一方で、先ほど承認されました報告第3号の合意解約の議案では、同じく最後の5筆の現況地目が田となっています。この違いの理由ですが、まず、この土地の実際の状況としては、細長い土地で、育苗ハウスの隣にある例えばビニールを上げ下げする作業に必要なスペースといった状況でございます。そこで、私ども事務局としては、2月の定例総会時には、水稻の耕作に必要な田に付属する農地なので「田」と評価していました。このため、今回の合意解約も現況は「田」となっています。一方、農業公社としては、現地確認も踏まえまして、このような土地は「耕作道」であり「雑種地」として扱うとのことでした。通常、現況が雑種地であれば、利用集積計画の対象にはなりませんが、農業公社では、雑種地ではあるものの水稻の耕作に必要な「耕作道」という位置付けで、利用集積計画の対象とするという整理でございます。つまり、私ども事務局は「田」、農業公社は「雑種地」と見なした違いからこのようになっています。いずれにしても、利用集積計画や保有合理化事業には影響ありませんのでご理解いただければと思います。

以上、第5号図と6号図もご参照の上、ご審議くださいますようお願ひいたします。以上です。

会長 全員
会員 会長
会長

議案第3号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

ご質問・ご意見がないようですので、本件については決定してよろしいですか。

全員 会員
会長

異議なし。

異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第4号「現況証明願について」事務局より説明より願います。

事務局

議案第4号をご説明し、審議を求めます。

願出者は [REDACTED]、土地所有者は [REDACTED]、土地の表示は [REDACTED]、公簿は田となっており、面積は609m²の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、10月20日、関係委員に確認をお願いしております。この土地には、願出者の住宅や駐車場として利用されてきましたが、公簿の地目が田のままとなっていました。現況は農地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられます。参考に第2号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

会長 全員
会員 会長
会長

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし

特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしとしてよろしいですか。

全員 会員
会長

異議なし

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第5号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書・案について」事務局より説明より願います。

事務局

それでは、議案第5号をご説明し、審議を求めます。

まず、この意見書とはどのようなものかご説明したいと思います。従前より、1年に一度、農業委員会会長から砂川市長に対して、意見書を提出しております。意見書の内容としましては、砂川市の農業に関して、このような施策を検

討してください、或いは、協力してください、といったものでして、市長はこの意見書を受けて、計画や予算に反映できるものはしていくことになります。この意見書提出には法的な根拠もありまして、「農業委員会等に関する法律」第 38 条に基づいていますのでそれだけ重みのあるものですし、年に一度、農業委員会と市長との情報交換・意見交換の場ともなっています。

また、法律では「農地等の利用の最適化の推進に関する事項について、意見を提出しなければならない」と謳われていますが、この「農地等の利用の最適化」と言いますのは、お手元に配布しております「農地利用の最適化の推進に関する指針」のことですございまして、これは平成 30 年 5 月の農業委員会定例総会で決定したものです。この指針は、基本的には、農業従事者不足、耕作放棄地などといった農地に関する課題への対応をまとめた指針でして、意見書もこの指針に基づいた内容にすることが基本ですが、農地だけではなく農業全般に関することにも言及しています。

では、今年度の意見書案をご説明したいと思います。別紙 1 をご覧ください。この意見書案は、10 月 22 日に検討委員会を開催しまして、関係委員の皆様にご協議いただき、本日、議案提出しております。構成や様式は特に定まったものはありませんので、表紙をめくって、前文 1 枚と、その後の頁には具体的な 6 つの項目で構成しています。少し長くなりますが読み上げて提案とさせていただきます。

《 意見書読み上げ 》

意見書の内容は以上ですが、本日、意見書が決定されましたら、11 月 6 日、金曜日に、関尾会長と前谷代理が農業委員会を代表して市長に提出することにしたいと思います。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第 5 号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定することとしてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり意見書を市長に提出することいたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

先程の件で、訂正した議案は次の総会にでも見せてもらえますか。

先程の、5 条の関係ですね。そのようにいたします。

すみません。

はい

その件で、ちょっとどうなんだろうかと思ったのですが、先程の総合判断のところに、先程の話も後継者っていうことを明記ということ自体に、決して間違いではないのだけれども、例えば、農業委員会としての後継者っていう定義があるのかどうなのか分からぬんですけど、ここに後継者って書くことで、何か問題が起きたりしないのかなとちょっと思ったんですよね。だからそこに後継者って書くことが問題ないんだったら、全然構わないですし、ちょっとなんか、そんなことを思いましたってことをちょっとだけ。ただそれだけの話だったんだけど。いや問題なければ。

私はね、問題があるとしても、このご当人に責任を持って農業を継いでもらうという農業生産に従事してもらう、そういう強い意志を農業委員会は示すと。そういう意味で文言を追加してくれるのに賛成している。

会長
全員
会長

全員
会長

大原委員
事務局
井上委員
会長
井上委員

大原委員

- 井上委員 分かりました。
事務局 申請者からですね、何回か市役所に来ていただいて僕たちも聞き取りをしているわけですね。そこでそういう意志も確認しておりますし、実際、何をもつてそうなんだっていうのは、話合いとか書類でしか確認できないんですけど、書くことは特に問題ないかと思っております。
- 井上委員 そんなことを心配してしまったものですから、ちょっと質問させていただきました。どうもありがとうございました。
- 大原委員 気持ちはよく分かります。
会長 その他に何かございませんか。
- 高橋委員 ちょっとといいですか。
会長 はい、高橋委員。
- 高橋委員 今最後の方ですね、意見書を提出するということの中にですね、地域参入というものがございまして、それに挿して欲しいというわけではないのですが、これは意見書は意見書でいいと思います。私、去年から、うちの地域参入者がありました。農業していませんでしたから、それぞれの考え方があると思うんですけど、農家するのには一番いいのは自由にしてもいいんだという、好き勝手にできるんだという風潮がちょっとあるような気がしています。ただ好き勝手、僕らの時代の良識で言えば好き勝手に見えますけども、彼らはそう思っていないと思うんですけども、その辺のですね、僕らと新しい方の整合性っていうんでしょうか、その辺の言葉の摺り合せというか、その辺がちょっと上手くいっていないのかなと思っています。ここ何年か砂川に入って来られる人たちを見ていると。僕、全部知りませんけどね。そういうことでですね、これから砂川市的にも地域参入とか、そういう受け入れることに対してですね、それなりのマニュアルっていうか。そういう手引きみたいなものがあると思うんですけど、もう少し細部、かたちを変えるとか、その内容をですね、とかでもうちょっと本人たちも将来、ずっと砂川に根付いてもらっていくために検討していくて頂きたいなと、思ってますので、よろしくお願ひしたいなと思います。
- 事務局 はい、ありがとうございます。富平での去年からの色々な経過があったと聞いております。法律的、或いは制度的にはこれがだめだと言えるものは現在ないので、それで現在に至っているというふうに承知しておりますけども、一方で新規就農に関して、これから、この意見書にも書いておりますけれども、売りたい人はいるけれども、新しく入ってくる人は少ない状況ですので、新規就農は、今後市としても農業委員会としても、勿論、推進していくかなければならないことだと思っておりまして、そうなれば、高橋委員さんがご指摘の通り、もっとしっかりととしたといいますか、細部にわたってといいますか、ルールを作れないのかといった、6月の総会の時も宿題をいただいておりましたけれども、そういう宿題に関して何がいいのかですね、こんなマニュアルを作ったらいいか、こんな文言を加えたらいいか、あとは地域での話し合いの場をきちんと設定すべきではないか、ですか、農業委員さんに実際にその人と会っていただいて、色々面接するとかですね、きっと色々な手法があると思うんですけれども、そんなことをですね、今後も検討して、少しプラスチッシュアップしていくというか、精度の高いものにしていければなというふうに検討しているところですし、検討していきたいと思います。
- 高橋委員 よろしくお願いします。
会長 それでは、これからまた、色々と検討していくということで、よろしくお願ひします。
- その他何かございませんか。

全員

会長

事務局

なし。

特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和2年度中空知農業委員会協議会役職員研修会（事務局）

・日 時 令和2年10月30日（金）

・場 所 滝川市役所（滝川市）

・出席予定者 関尾会長、前谷代理、福士事務局長

3. 全道農業者年金研究会の中止（事務局）

・北海道農業者年金協議会より、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、今年度の標記研修会は中止するとの通知がありました。

4. 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供（事務局）

・別紙2のとおり、農業委員会だより（令和2年秋号）に掲載するとともに、市のホームページでも公表します。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

・農業委員として行った活動を記入し、10月分を事務局に提出してください。

6. 果樹作況調査及びリンゴの木オーナーの収穫（事務局）

・定例総会終了後：果樹作況調査

・果樹作況調査終了後：協議会がオーナーのリンゴの木の収穫

会長

只今、その他事項2番から6番までの説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は11月25日、水曜日、時間は午後1時半からとなっていますので、よろしくお願いします。

では、この後、果樹作況調査に向かいますので、順次、バスへのご移動をお願いします。まずは、第4回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員